

番 号 : 141139

国 名 : ウクライナ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム

案件名 : 空間情報統合プロジェクト詳細計画策定調査 (NSDI 計画/組織強化計画)

#### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : NSDI 計画/組織強化計画

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

#### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2015年2月上旬から2015年4月上旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M

|            |      |        |      |
|------------|------|--------|------|
| (3) 業務日数 : | 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
|            | 5日   | 21日    | 5日   |

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 1月21日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務 地理空間情報整備に係る各種調査

対象国／類似地域 ウクライナ／全途上国

語学の種類 英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ウクライナ国（以下、「ウクライナ」）は人口4,543万人（2012年）、面積約60万平方km（日本の約1.6倍）を有し、EU及びロシアに囲まれた東欧最大の国である。肥沃な大地を有しており、穀物の純輸出国である他、鉄鉱石及びマンガン等の鉱物資源も豊富に存在することから、今後の有望市場として本邦企業も複数進出している。

農業及びインフラ等の開発においては地理空間情報がその基本的な情報の一つとなり、ウクライナ政府は各種縮尺（1/500、1/1,000、1/10,000）のデジタル地形図を整備済であるが、同デジタル地形図に基づき等高線図、傾斜図、地質図等の各種主題図が作成されている。しかし、地理空間情報の作成及び管理においては、各機関の調整不足のため類似の地理空間情報が複数作成されているなど、非効率的な状況となっている。また、2002年に発効した新土地法により、農地の売買及び譲渡が原則として禁止されてきたが、近年ウクライナ政府は「土地資産に係る規制の撤廃（Removal of Restrictions on Land Property）」に関する法律を承認し、同法の制定に伴う抜本的な土地改革に備え、今後の土地台帳管理手法の確立が求められている。

かかる状況を踏まえ、ウクライナ政府は地理空間情報の適切且つ効率的な管理及び利活用のため、地理空間情報の統合及びデータベース化並びに共有手法の確立を目指したNational Spatial Data Infrastructure（国土空間データ基盤、以下「NSDI」）の構築を行うことを閣議にて決定した。しかし、担当官庁である土地管理庁（以下、カウンターパート（C/P））はNSDI構築に不可欠な地理空間情報の統合手法及びGISを利用した管理手法に係る技術が不足している状況である。

以上のような背景のもと、土地管理庁はNSDI構築を目的とした空間情報統合プロジェクト

(以下、「本プロジェクト」)を我が国に要請した。本詳細計画策定調査は、同国政府からの協力要請の背景・内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめの協力を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [NSDI 計画/組織強化計画]

#### (1) 国内準備期間(2015年2月上旬~2月中旬)

- 1) 要請背景・内容を把握し、要請書及び関連報告書等の資料から情報の収集及び分析を行う。
- 2) ウクライナ政府が所有する地理空間情報を整理した上で、その整備及び管理等に係る取り組みを整理・分析する。
- 3) ウクライナ政府の地理空間情報に係る計画及び関連規則等を整理・分析する。
- 4) 世銀及び ADB 等のドナーによる地理空間情報に係るプロジェクトを整理・分析する。
- 5) 担当分野に係る調査計画及び方針案を検討する。
- 6) 担当分野に係る質問票及びレター(案)(英文)を検討し、現地調査の前に JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。
- 7) 担当分野に係る対処方針(案)及び R/D(案)の作成に協力する。
- 8) 対処方針会議等に参加する。

#### (2) 現地派遣期間(2015年2月中旬~3月上旬)

- 1) 他の団員と協力し、調査開始時に C/P 機関に要請内容を改めて確認するとともに、調査団側の調査内容及び方針について説明する。
- 2) 他の団員と協力し、C/P 機関の同国における位置づけ及び他機関との関係(特に NSDI への関与が想定される機関との関係性)並びに C/P 機関の活動と国家計画・各種開発計画等との関連性を整理する。
- 3) 他の団員と協力し、ウクライナにおける地理空間情報に関する他ドナーのこれまでの成果及び現在の動向を調査し、技術的な協力内容について類似案件の有無を確認する。
- 4) 上記(1)6)において作成した質問票に基づき調査した結果を分析し、分析結果を

他の団員と共有した上、報告書に反映させる。

- 5) 以下の項目等に係る調査を行い、NSDI 計画（案）の作成に協力する。
  - (ア) ウクライナ政府の NSDI に係る国家計画・方針
  - (イ) ウクライナ政府の NSDI に係る関係法制度の有無及びその概要
  - (ウ) 地理空間情報の作成に際しての関係機関間の調整状況
  - (エ) C/P 機関及び関係機関並びにドナー等の NSDI 整備ニーズ
  - (オ) NSDI を導入した場合における C/P 機関及び関係機関の業務効率化・高度化の可能性
- 6) 以下の項目等に係る調査を行い、C/P 機関の組織強化計画（案）の作成に協力する。
  - (ア) C/P の組織体制及び業務内容、地理空間情報の作成・管理に係る技術力及び実施能力
  - (イ) 地理空間情報の作成・更新・販売に係る計画立案能力
- 7) 他の団員と協力し、C/P 機関等を対象として、日本の NSDI に係る取組を紹介するセミナーを開催する。
- 8) 担当分野に係る以下の分野の調査を行い、本格調査実施時の協力内容の作成に協力する。
  - (ア) 協力内容の基礎的調査（実施手法及び規模：内容、工程、必要機材等）
  - (イ) 調査費用に係る基礎的調査（規模及び単価：ローカルコンサルタント、車輛、GIS 統合化、システム構築、等）
- 9) R/D に関する協議へ参加し、R/D（案）の修正及び M/M（案）並びに詳細計画策定結果の作成に協力する。
- 10) 詳細計画策定調査結果につき、在ウクライナ日本大使館に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2015 年 3 月中旬～3 月下旬）

- 1) 担当分野に係る現地で収集した資料及び情報を整理し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。
- 2) 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- 3) 担当分野の調査報告書（案）（和文）を作成する。
- 4) 担当分野の調査報告書と他の団員が作成した調査報告書を合わせた詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の作成に協力する。
- 5) 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書案（全分野・和文）

なお、上記成果品は電子データによる提出とする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書の提出も含まれます）なお、積算可能な費用項目については以下の URL における「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照のこと。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

なお、経路を見積もる際は成田発、イスタンブール経由を標準とする。

### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA 社会基盤・平和構築部より業務従事者に対し臨時会契役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含まませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 通信連絡費
- ・ 車両費
- ・ 通訳費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は 2015 年 2 月 15 日～3 月 7 日を予定しています（日程は変更する可能性があります）。

本業務従事者は JICA の調査団員と同時若しくは数日早く現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) NSDI 関連法制度（国土交通省）

- ウ) 調査計画 (JICA)
- エ) NSDI 計画/組織強化計画 (コンサルタント)
- オ) GIS 計画/地理空間情報整備 (コンサルタント)

### ③便宜供与内容

JICA による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
あり
- エ) 通訳備上  
あり (英露通訳)

### オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて JICA 社会基盤・平和構築部がアレンジします。

- カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

- ・ 要請書

本件に係る資料は、社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム (Tel03-5226-6956) にて閲覧できます。

### (3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。